

## ○防災科学技術研究所任期付職員規程

(平成 18 年 3 月 31 日 18 規程第 3 号)

**改正** 平成 19 年 11 月 30 日 19 規程第 7 号 平成 21 年 6 月 1 日 21 規程第 5 号  
平成 21 年 11 月 26 日 21 規程第 13 号 平成 22 年 11 月 30 日 22 規程第 13 号  
平成 23 年 3 月 31 日 23 規程第 6 号 平成 24 年 3 月 30 日 24 規程第 6 号  
平成 24 年 5 月 25 日 24 規程第 8 号 平成 26 年 3 月 13 日 26 規程第 3 号  
平成 26 年 12 月 1 日 26 規程第 26 号 平成 27 年 4 月 1 日 27 規程第 58 号  
平成 28 年 2 月 25 日 28 規程第 5 号 平成 28 年 6 月 20 日 28 規程第 93 号  
平成 28 年 11 月 24 日 28 規程第 111 号 平成 29 年 12 月 21 日 29 規程第 34 号  
平成 30 年 11 月 13 日 30 規程第 105 号 平成 30 年 11 月 21 日 30 規程第 116 号  
令和元年 11 月 28 日 元規程第 44 号 令和 2 年 11 月 30 日 2 規程第 36 号  
令和 4 年 5 月 26 日 4 規程第 26 号 令和 4 年 11 月 24 日 4 規程第 40 号  
令和 5 年 11 月 9 日 5 規程第 54 号 令和 6 年 11 月 21 日 6 規程第 81 号[一部未施行]

### 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人防災科学技術研究所就業規則(18 規則第 1 号。以下「就業規則」という。)第 1 条に規定される常勤職員のうち、雇用期間に定めのある職員(以下「任期付職員」という。)の給与その他に関する事項について定めることを目的とする。

(他の規程との関係)

第 2 条 任期付職員の給与及び勤務時間に関して、この規程に定めのない事項については、就業規則、防災科学技術研究所職員給与規程(13 規程第 17 号。以下「職員給与規程」という。)及び防災科学技術研究所職員勤務時間、休憩、休日及び休暇等規程(13 規程第 16 号)の定めるところによる。

(雇用期間を定めた採用)

第 3 条 理事長は、次に掲げる場合には、選考により、任期付職員を採用することができる。

- (1) 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合(以下「第 1 号任期付研究員」という。)
- (2) 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合(以下「第 2 号任期付研究員」という。)
- (3) 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合(以下「特定任期付職員」という。)

(雇用期間)

第4条 前条に規定する場合における雇用期間は、5年を超えない範囲内で理事長が定める。

2 理事長は、前項の規定により雇用期間を定めて職員を採用する場合には、当該任期付職員にその雇用期間を明示しなければならない。

第5条 理事長は、第3条の規定により採用された任期付職員の雇用期間が5年に満たない場合にあつては採用した日から5年を超えない範囲内において、その雇用期間を更新することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により雇用期間を更新する場合について準用する。

3 理事長は、第1項の規定により雇用期間を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(給与体系)

第6条 任期付職員の給与は、俸給、任期付職員業績手当及び諸手当とする。

2 諸手当は、地域手当、研究等連携手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、管理職特別勤務手当、期末手当及び寒冷地手当とする。

第2章 給与

第1節 俸給

(俸給)

第7条 第1号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
1	414,000 円
2	475,000 円
3	538,000 円
4	621,000 円
5	722,000 円
6	824,000 円

2 第2号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
1	346,000 円
2	382,000 円
3	410,000 円

3 特定任期付職員には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
1	392,000 円
2	440,000 円
3	492,000 円

4	555,000 円
5	634,000 円
6	740,000 円
7	864,000 円

(号俸の決定)

第8条 第1号任期付研究員の号俸は、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて、次の各号に定める号俸に決定するものとする。

(1) 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 1号俸

(2) 高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 2号俸

(3) 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 3号俸

(4) 特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務に従事する場合 4号俸

(5) 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 5号俸

(6) 極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務に従事する場合 6号俸

2 第2号任期付研究員の俸給の号俸は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号俸に決定するものとする。

(1) 博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 1号俸

(2) 博士課程修了後、特別研究員制度(特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。)等により数年にわたり研究

に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 2号俸

(3) 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 3号俸

3 特定任期付職員の俸給の号俸は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合

(2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合

(3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合

(4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合

(5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合

(6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合

(7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合

4 理事長は、第1号任期付研究員について、特別の事情により第1項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、同項の規定にかかわらず、その俸給月額を同表に掲げる6号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる5号俸の俸給月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額(防災科学技術研究所役員報酬規程(以下「役員報酬規程」という。)第7条第1項に規定する本給表8号俸の額未満の額に限る。)又は役員報酬規程第7条第1項に規定する本給表8号俸の額に相当する額とすることができる。

5 前四項の規定による号俸及び俸給月額(以下「号俸等」という。)の決定には、任期付研究員の任期の中途においてその者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要の度等がより高度なものとなることに伴い、これらの規定により新たに号俸等を決定することが必要であると認められる場合における号俸等の決定が含まれる。

## 第9条 削除

### 第2節 諸手当

(諸手当)

第 10 条 地域手当、研究等連携手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、管理職特別勤務手当、期末手当及び寒冷地手当は、職員給与規程に基づき支給する。

(給与規程の適用除外等)

第 11 条 職員給与規程第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 22 条、第 23 条、第 26 条は任期付研究員には、適用しない。

- 2 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する第 33 条第 1 項、第 34 条第 2 項及び第 37 条の規定の適用については、職員給与規程第 33 条第 1 項中「第 22 条の規定に定める職員のうち管理、監督又は指導の複雑、困難及び責任の度が高い職員」とあるのは、「第 22 条の規定に定める職員のうち管理、監督又は指導の複雑、困難及び責任の度が高い職員及び任期付職員規程第 3 条第 1 号の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与規程第 34 条第 2 項中「100 分の 127.5」とあるのは、「100 分の 175」と、職員給与規程第 37 条中「第 22 条の規定の適用を受ける職員」とあるのは、「第 22 条の規定の適用を受ける職員及び任期付職員規程第 3 条第 1 号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

### 第 3 節 年俸制給与

(国・他機関からの人事交流者)

第 12 条 特定任期付職員と採用された者のうち、国・他機関への復帰することを前提とした人事交流者（以下、「人事交流職員」という。）の給与等については、年俸にて決定することができる。

- 2 人事交流職員の年俸については、国・他機関で受けていた給与及び職員給与規程を参考とし、防災科学技術研究所職員評価実施規程に基づく評価結果を勘案の上、決定するものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。  
(防災科学技術研究所任期付研究員給与及び勤務時間規程の廃止)
- 2 防災科学技術研究所任期付研究員給与及び勤務時間規程(13 規程第 18 号。以下、「旧任期付研究員給与等規程」という。)は、廃止する。  
(旧任期付研究員給与等規程の廃止に伴う経過措置)
- 3 この規程の施行期日(以下「施行日」という。)の前日において、旧任期付研究員給与等規程の適用を受けていた任期付研究員(以下「引継任期付研究員」という。)については、第 3 条の規定に基づき任期付研究員に採用されたものとみなす。この場合、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成 9 年法律第 65

号)第4条の規定に基づき理事長が定めた任期を、第4条第1項に規定する理事長が定める雇用期間とする。

(俸給の切替に伴う経過措置)

- 4 引継任期付研究員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる任期付研究員(理事長が定める任期付研究員を除く。)には、第7条の俸給表に定める俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

(諸手当の経過措置)

- 5 この規程の施行日の前日において、旧任期付研究員給与等規程の適用を受けていた任期付研究員の諸手当について、施行日の前日までに認定されていた届出については、施行日以降も引き続き適用を受けることとして取り扱う。

(期末手当の在職期間)

- 6 引継任期付研究員の第10条及び職員給与規程第34条第2項に規定する「基準日以前6箇月以内における職員の在職期間」には、平成18年6月1日を基準日とする場合、施行日前日までの防災科学技術研究所の任期付研究員として在職した期間も含めるものとする。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 7 平成21年6月に支給する期末手当に関する第11条第2項の規定の適用については、第11条第2項中「100分の160」と、「とあるのは「100分の145」と、「とする。

附 則(平成19年11月30日 19規程第7号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年11月30日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(防災科学技術研究所職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第35条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定及び第3条の規定(防災科学技術研究所任期付研究員規程(以下「任期付研究員規程」という。)第11条第2項の改正規定を除く。附則第5項において同じ。)による改正後の任期付研究員規程(附則第5項において「改正後の任期付研究員規程」という。)の規定は、平成19年4月1日から適用する。  
(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)
- 3 平成19年4月1日からこの規程の施行日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長の定めるところによる。

(施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における異動者の号俸の調整)

- 4 施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の職員給与規程又は改正後の任期付研究員規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程又は第 3 条の規定による改正前の任期付研究員規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程又は改正後の任期付研究員規程の規定による給与の内払いとみなす。
- 6 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則(平成 21 年 6 月 1 日 21 規程第 5 号)

(施行期日)

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 26 日 21 規程第 13 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。  
(平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の任期付研究員規程第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により算出された期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) 平成 21 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表における職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の号俸欄に掲げるものである職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。))となった者(同年 4 月 1 日に減額改正対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給表、役職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計額に 100

分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改正対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数を減じた月数)を乗じて得た額

#### 第7条第1項関係

号俸	俸給月額
1	399,000円

#### 第7条第2項関係

号俸	俸給月額
1	330,000円
2	367,000円
3	396,000円

- (2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計に100分の0.24を乗じて得た額
- 3 前項第1号及び第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### 附 則(平成22年11月30日 22規程第13号)

(施行期日)

- この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。  
(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の任期付研究員規程第11条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算出された期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
  - 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表における職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の号俸欄に掲げるものである職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改正対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給表、役職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計額に100

分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改正対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数を減じた月数)を乗じて得た額

#### 第7条第2項関係

号俸	俸給月額
1	330,000円
2	367,000円
3	396,000円

- (2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計に100分の0.28を乗じて得た額
- 3 前項第1号及び第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成23年3月31日 23規程第6号)

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日 24規程第6号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成24年6月に支給する期末手当の額は、改正後の任期付研究員規程第11条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算出された期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
- (1) 平成24年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表における職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の号俸欄に掲げるものである職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改正対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給表、役職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の

前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改正対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該月数を減じた月数)を乗じて得た額

#### 第7条第1項関係

号俸	俸給月額
4	605,000 円
5	704,000 円
6	804,000 円

- (2) 平成23年6月1日及び同年12月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当の合計に100分の0.37を乗じて得た額
- 3 前項第1号及び第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成24年5月25日 24規程第8号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。
- (給与の特例)
- 2 この規程の施行日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、規程第7条に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- (1) 第7条第1項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、その号俸が1号俸から3号俸までのもの及び同条第2項に規定する俸給表の適用を受ける職員 100分の7.77
- (2) 第7条第1項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、その号俸が4号俸以上のもの 100分の9.77
- 3 特例期間における地域手当、期末手当及び時間外勤務手当においては、職員給与規程附則(平成24年5月25日 24規程第8号)第3項、第4項及び第5項に基づきそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 4 第2項及び第3項に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成26年3月13日 26規程第3号)

この規程は、平成26年3月13日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 1 日 26 規程第 26 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定については、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。  
(平成 26 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者の号俸等の調整)
- 2 平成 26 年 4 月 1 日からこの規程の施行日の前日までの間において、改正前の防災科学技術研究所任期付研究員規程により、新たに俸給表等の適用を受けることとなった者のその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった者については、必要な調整を行う。  
(平成 26 年 12 月に支給する期末手当の経過措置)
- 3 平成 26 年 12 月に支給する期末手当に関する第 11 条の規定の適用については、同条第 2 項中「100 分の 155」とあるのは、「100 分の 170」とする。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日 27 規程第 58 号)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
(俸給の切替に伴う経過措置)
- 2 施行日の前日から引続きこの規程適用を受ける任期付研究員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる任期付研究員（理事長が定める任期付研究員を除く。）には、第 7 条の俸給表に定める俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則(平成 28 年 2 月 25 日 28 規程第 5 号)

(施行期日)

この規程は平成 28 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規程については、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、第 1 条の規程については、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 6 月 20 日 28 規程第 93 号)

この規程は、平成 28 年 6 月 20 日から施行する。

附 則(平成 28 年 11 月 24 日 28 規程第 111 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 11 月 24 日から施行する。ただし、第 1 条の規程については、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 2 条の規程については、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 12 月 21 日 29 規程第 34 号)

- 1 この規程は、平成 29 年 12 月 21 日から施行する。ただし、第 1 条の規程については、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 2 条の規程については、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 11 月 13 日 30 規程第 105 号)

この規程は、平成 30 年 11 月 13 日から施行する。

附 則(平成 30 年 11 月 21 日 30 規程第 116 号)

この規程は、平成 30 年 11 月 21 日から施行する。ただし、第 1 条は平成 30 年 4 月 1 日から適用し、第 2 条は平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和元年 11 月 28 日 元規程第 44 号)

この規程は、令和元年 11 月 28 日から施行する。ただし、第 1 条は平成 31 年 4 月 1 日から適用し、第 2 条は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 2 年 11 月 30 日 2 規程第 36 号)

この規程は、令和 2 年 11 月 30 日から施行する。ただし、第 2 条の規程については、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 4 年 5 月 26 日 4 規程第 26 号)

この規程は、令和 4 年 5 月 26 日から施行する。ただし、令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に 167.5 分の 10 を乗じて得た金額を減じた額とする。

附 則(令和 4 年 11 月 24 日 4 規程第 40 号)

この規程は、令和 4 年 11 月 24 日から施行する。

附 則(令和 5 年 11 月 9 日 5 規程第 54 号)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規程については、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 2 条の規程については、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 6 年 11 月 21 日 6 規程第 81 号)

- 1 この規程は、令和 6 年 12 月 16 日から施行する。ただし、第 1 条の規定については、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 2 条の規定については、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 第 3 条の規定については、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。